

東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設 資料選定検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 震災及び原子力災害の記録と教訓を継承・発信するアーカイブ拠点施設に収蔵する、福島だけが経験した、唯一無二の記録・記憶を後世に伝える資料の適正を図るため、資料収集のガイドラインに基づき、受け入れや展示、保管等に関する指導・助言を得ることを目的として東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設資料選定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、主に次に掲げる事項を審議し、指導・助言を行う。

- (1) 施設に保存する資料の選定に関すること
- (2) 施設で展示する資料の選定に関すること
- (3) 資料の収集計画、資料収集ガイドラインに関すること
- (4) 資料の保管・活用に関すること
- (5) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、知事が委嘱する別表1の委員をもって構成する。

- 2 委員任期は2年とし、再任することができる。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を1名おき、委員の互選により定める。
- 4 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。ただし、アーカイブ拠点施設開館後は施設が担当する。

(運営)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて知事が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員会の審議は、出席委員の過半数(可否同数を含む)をもって決するものとする。
- 4 委員長は、委員会の会議の結果を資料選定報告書により、報告するものとする。
- 5 会議は、必要に応じて構成員以外の者を出席させることができる。
- 6 必要に応じて部会を設置することができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月16日から施行する。